

諮問日：平成30年6月14日（平成30年度（情）諮問第5号）

答申日：平成30年12月21日（平成30年度（情）答申第13号）

件名：東京地方裁判所専門部等と東京三弁護士会との懇談会における配布資料等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「平成29年度中に実施された、東京地裁専門部・集中部と、東京三弁護士会との間の懇談会における配布資料及び懇談結果を記載した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が平成30年5月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

東京地方裁判所の専門部・集中部と東京三弁護士会との間で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に懇談会を開催していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年6月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

- ③ 同年 8 月 2 4 日 審議
- ④ 同年 9 月 2 1 日 審議
- ⑤ 同年 1 1 月 1 6 日 審議

## 第 6 委員会 の 判断 の 理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明及び当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、本件申出に係る専門部又は集中部と東京三弁護士会又は東京の各弁護士会との間で懇談会を開催していないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京地方裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京地方裁判所において、本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、東京地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人